

事 務 連 絡

令和2年3月10日

環境保健センター 御中

保健福祉部健康推進課

医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知をお願いします。

保健福祉部健康推進課

担当：村上

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

事務連絡
令和2年3月9日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の配布について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたとおりですが、検査を受けた方に関しては、検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であることから、今般検査後の患者の扱いに対して別添の「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」をとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」を配布するよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線：8045）